

1. 実施方針とは

事業の実施に関する方針として、事業の基本的な考え方や内容を明らかにするもの。
記載概要は以下の2～9の事項。

2. 事業内容に関する事項

【名称】大分市下水汚泥燃料化事業

【対象施設】大在水資源再生センター（大分市大字志村 2500 番地の 1）

【事業概要】市内 5 箇所の水資源再生センター及び本事業への参画を表明した大分県内 7 自治体から集約した脱水汚泥を、大在水資源再生センターに建設する固形燃料化施設にて固形燃料化し、製造した固形燃料の買取り・利用先の確保及び販売を行うものである。

【事業方式】DBO方式（市が資金を調達し、施設の設計（Design）、建設（Build）及び維持管理・運営（Operate）を一括して民間に委託する方式）で行う。本施設の維持管理・運営期間は、施設の供用開始から 20 年 6 か月間とする。なお、事業者は SPC を市内に設立し、維持管理・運営業務を行うものとする。

【施設規模】計画汚泥供給量 29,600t-wet/年

【事業範囲】設計業務、建設業務、維持管理・運営計画等の策定業務、保全管理業務、運転管理業務、固形燃料の利用、その他維持管理・運営に必要な関連業務、事業終了時の市への引継ぎ業務、未利用地利活用業務（任意）

【事業期間】

内容	スケジュール
事業契約の締結	令和 4 年(2022)1 月
設計・建設期間（試運転期間含む。）	事業契約締結日～令和 6 年(2024)9 月末日
施設の引き渡し	令和 6 年(2024)9 月末日
維持管理・運営期間	令和 6 年(2024)10 月 1 日～令和 27 年(2045)3 月末日

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

- ・公募型プロポーザル方式により選定。
- ・学識経験者等から構成される「大分市下水汚泥燃料化事業に係る事業者選定委員会」にて評価。
選定スケジュール（予定）

日程	内容
令和 3 年 2 月 24 日	実施方針（案）、要求水準書（案）の公表
令和 3 年 3 月 15 日	実施方針（案）、要求水準書（案）に関する質問・意見受付締切
令和 3 年 4 月中旬	事業者選定委員会（募集要項、契約書(案)等）
令和 3 年 4 月下旬	募集要項等の公表
令和 3 年 4 月下旬・5 月中旬	参加資格に関する質問の受付・回答
令和 3 年 5 月下旬・6 月下旬	参加資格を除く募集要項等に関する質問の受付・回答
令和 3 年 7 月上旬・7 月中旬	参加表明書の受付・参加資格審査結果の通知
令和 3 年 7 月下旬	競争的対話
令和 3 年 9 月上旬・9 月下旬	技術提案書の受付・技術対話
令和 3 年 10 月下旬・11 月上旬	再技術提案書の受付・事業者選定委員会（プレゼンテーション）
令和 3 年 11 月中旬	事業者選定委員会（優先交渉権者の選定）及び公表

日程	内容
令和 3 年 12 月上旬	基本協定の締結
令和 4 年 1 月下旬	本事業に係る契約の締結
令和 4 年 2 月	施設整備着手

○参加資格要件（※主要な条件の抜粋）

<共通>

- ・市の暴力団排除に関する措置要綱の適用を受けていないこと。
- ・委員、アドバイザーとの資本面、人事面において関連がないこと。

<設計企業>

- ・土木・建築構造物の設計業務に従事する者は、下水処理場等の設計実績を有すること。
- ・機械設備の設計業務に従事する者は、固形燃料化施設を設計した実績を有すること。
- ・電気設備の設計業務に従事する者は、下水処理場等の設計実績を有すること。

<建設企業>

- ・土木・建築工事に従事する者は、市内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
- ・土木工事に従事する者は、市の入札参加資格において土木一式工事が A 等級に格付けされていること。
- ・機械設備工事に従事する者は、固形燃料化施設を建設した実績を有すること。
- ・電気設備工事に従事する者は、下水処理場等の施工実績を有すること。

<維持管理企業>

- ・固形燃料化施設を維持管理した実績を有すること

4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

市と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指す。

5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

本事業用地の面積や都市計画法上の適用条件を記載。

6. 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約に関する紛争については、大分地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合、市又は事業者の責任に応じて、必要な措置を講じる。

8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

- ・事業者が法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによる。
- ・事業者が本事業を実施するにあたって財政上及び金融上の支援を受けることができる場合には、市が協力する。

9. その他事業の実施に関し必要な事項

- ・応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。
- ・窓口は上下水道局上下水道部下水道施設管理課とする。